

## 教育委員会臨時会（3月）会議録

日 時 平成25年3月26日（火） 15時00分～18時32分

場 所 職員会館メルクス2階会議室

出席委員 永田 見生（委員長）  
半田 利通（委員）  
岡部 千鶴（委員）  
生澤 麻矢（委員）  
日野 佳弘（委員）  
堤 正則（委員、教育長）

事務局 大津 秀明（教育部長） 辻 文孝（市民文化部長）  
窪田 俊哉（教育部次長） 佐藤 光義（市民文化部次長）  
大森 雅友（教育部学校教育改革担当次長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長）  
大久保 隆（学校教育課長） 古賀 正美（文化財保護課長）  
野田 晃（学校教育課人事管理主幹） 道井 清太（体育スポーツ課長）  
桑野 洋志（学校教育課指導主幹） 水落 勝則（中央図書館長）  
重石 悟（学務課長）  
山内 義美（学校保健課長）  
牛島 修彦（人権・同和教育課）

議案 第 8号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について  
第 9号議案 久留米市天体運営委員会委員の任命又は委嘱について  
第10号議案 学校評議員の委嘱について  
第11号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則  
第12号議案 平成25年度久留米市教育施策要綱について  
第13号議案 久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について 非公開  
第14号議案 平成25年度久留米市立学校教職員の人事異動内申について 非公開  
第15号議案 平成25年度久留米市立高等学校教職員の人事異動について 非公開  
第16号議案 久留米市立公民館長の任命について  
第17号議案 久留米市教育員会教育長の任命について 非公開

## 議事録

**委員長** : ただ今より、平成25年3月教育委員会臨時会を開催いたします。議案の審議に入る前に、3月定例会の会議録について、何かあればお願いします。

**全委員** : (特になし)

**委員長** : 特にご異存ないようですので、3月定例会の会議録を原案のとおり承認いたします。

次に、議案の審議に入ります。なお、第13号から第15号議案につきましては、人事に係ることなので、関係者のみで、会議の最後つまり「今後のスケジュール」の後に、非公開にて審議したいと思います。よろしいですか？

**全委員** : (異議なし)

**委員長** : ご異議ありませんので、第13号から第15号議案については非公開にて審議いたします。

では、第8号議案「久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

## 第8号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

**事務局** : 《議案説明》

※ 委嘱の理由（辞任に伴う後任の委嘱）、任期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）等について説明。

**委員長** : 第8号議案について、ご質問やご意見はありますか。

**全委員** : (特になし)

**委員長** : 特にないようですので、第8号議案を原案のとおり承認いたします。

次に第9号議案の説明をお願いします。

## 第9号議案 久留米市天体運営委員会委員の任命又は委嘱について

**事務局** : 《議案説明》

※ 委嘱の理由（任期満了に伴う後任の委嘱）、任期（平成25年4月1日～平成27年3月31日）等について説明。

**委員長** : 第9号議案について、ご質問やご意見はありますか。

**全委員** : (特になし)

**委員長** : 特にないようですので、第9号議案を原案のとおり承認いたします。

次に第10号議案の説明をお願いします。

## 第10号議案 学校評議員の委嘱について

**事務局** : 《議案説明》

※ 委嘱の理由（任期満了に伴う後任の委嘱）、任期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）等について説明。

委員長 : 第10号議案について、ご質問やご意見はありますか。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特になさいますので、第10号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第11号議案の説明をお願いします。

#### 第11号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

事務局 : 《議案説明》

※ 「久留米市教育委員会事務局組織規則」の一部改正  
「久留米市教育委員会公印規則」の一部改正  
「久留米市立小中学校通学区域審議会規則」の一部改正

委員長 : 第11号議案について、ご質問やご意見はありますか。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特になさいますので、第11号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第12号議案の説明をお願いします。

#### 第12号議案 平成25年度久留米市教育施策要綱について

事務局 : 《議案説明》

※ 主要施策と重点事業について、概要を説明

委員長 : 第12号議案について、ご質問やご意見はありますか。

A委員 : 重点事業について、いくつかお尋ねします。

重点事業12の青少年育成総合推進事業では、事業の全体像は分かるのですが、他の重点事業に比べると視点がかなり大きいと感じました。また、③非行を生まない社会づくりの推進という項目が挙げられていますが、これは当然のことではあります。重点事業にあえて挙げる必要はないのではないかと思います。右ページの重点事業13の書き方は、こういうふうな事業が推進されていくという全体像が分かりますし、具体的に何をやるのかということがわかるのですが、重点事業12のように、これだけのことを1ページにまとめて記載するということがいかなるものかと思えます。この総合推進事業の中から、特に重点事業として何かを抜き出して記載するというやり方が、より分かりやすいと思えます。

次に、重点事業14ですが、これは新しい大きな取組だと思ったのですが、施策要綱前半の本文の中に、この学校問題解決支援事業のことが書かれていないように感じたのですが、いかがでしょうか？

次に、重点事業37ですが、成果目標に「歴史博物館建設に向けて、ソフト面の整備を行う」という記載がありますが、これは決定事項なのではないでしょうか？ このことについては教育委員会会議では触れられたことがないような気がします。

表現の仕方をもう少し変えたほうが良いかと思いますが如何でしょうか？

最後に重点事業21ですが、地域のボランティアの方に対しては謝金が出ないということでもよろしいでしょうか？

**事務局** : 総合的な視点で、青少年育成に関する事業を記載しておりましたが、「非行を生まない社会づくりの推進」においては、少年非行防止・薬物乱用防止・立ち直り支援等について事業を展開しておりますので、こちらを別項目で挙げさせていただきたいと思います。

**事務局** : 学校問題解決支援事業は、本文中の(4)家庭・地域の連携と学校力の向上の中に位置づけられており、具体的には8ページの「公務の効率化等」の③に記載されています。この事業は、平成20年度から学校に対する保護者等からの様々なクレームに対応するため、法的その他専門的な知識を有するメンバーを集めチームをつくり、相談体制を充実させるということで進められてきました。昨今では、いじめをめぐる問題が大きく取り上げられる中で、第三者機関設置等の必要性が増してきましたので、本市といたしましては、この支援チームを第三者機関として活用できないかという視点で取り組みを進めようと考えているところです。

ご指摘の通り、本文中の「主な事業の概要」の表の中に本事業の記載がなかったことについては、見直しの必要があると考えています。

学生ボランティア等の謝金については、「1,000円(校区内の地域ボランティアを除く)」と記載しております。これは、あくまで活動はボランティアで対応していただくという考えで、1,000円は交通費相当分として、また傷害保険に加入する際の費用負担も市が持つということで予算化をしています。平成25年度は、対象校を全小・中学校に拡大するというので、ボランティアの登録も増やす必要があるので、地域のボランティアの方をお願いすることとしています。先ほど説明した通り、交通費相当分を支払うものとしておりますので、近隣から来られる地域のボランティアの方々は支払いの対象外とさせていただきます。ただし、保険については加入の対象としております。

**事務局** : 本文中の22ページに、「歴史博物館整備事業」と記載しておりますが、この建設については、決定事項ではありません。文化財保護課として建設を目指して事業を推進しているという段階でございます。(2)文化財に親しむの⑤に、「生涯学習施設としての「歴史博物館」建設に備え」と記載しているように、このような視点で施設の建設に向けた取り組みを進めているというのが現状でございます。

**事務局** : 補足で説明いたします。

久留米市総合計画においては、博物館の整備を進めるということが決定しています。ただし、建設についてはまだ決定事項ではありませんので、このような表現となっています。

**A委員** : ご説明ありがとうございました。

先ほどの説明に対して一点質問ですが、学校問題解決支援事業がなぜ「公務の

効率化」の中に位置づけられているのか、違和感があるのですが、いかがでしょうか？

**事務局** : 第2期教育改革プラン作成時にこのような位置づけになりましたので、それとの整合性をとるために、今回のような記載となっています。

**委員長** : これが製本されるのはいつ頃でしょうか？

**事務局** : 6月上旬です。

**B委員** : 重点事業21の学生ボランティア等活用事業ですが、全小中学校に拡充するというので、かなりの数のボランティアが必要だと思いますが、その募集については、各学校が行うのでしょうか？ そうだとすれば、学校の負担はかなり大きいと思います。

もう一点は、4から5ページに記載されている、不登校対策等の一連した事業について、担当課が学校教育課と青少年育成課に分かれています。その基準があれば説明をお願いします。もちろん、両方の課が情報交換をしながら、連携して事業を推進していただくのですが、どのような住み分けになっているのかよく分かりませんので、教えていただきたいと思います。

**事務局** : 本事業は、平成23年度から開始し、平成24年度の対象校は41校となっています。これに対してボランティアの登録数は、約120名です。これを全小中学校に拡大した時に必要な登録数は、試算では200名ほどが必要となります。今年度の120名の学生ボランティアは、市内外の18校の大学等から登録していただいておりますが、これが最大限の登録数だと考えています。従って、残りの80名程度は、地域のボランティアの方々をお願いしようということになりました。その募集については、各学校の校長には、事前に本事業の趣旨を伝えていますが、具体的な取り組みについては、まず4月1日号の「広報くるめ」に、ボランティア募集の記事を掲載するようにしています。また、教育委員会で作成した募集チラシを、各学校と各コミュニティーセンターに置かせていただくようにしています。そのチラシを利用して、学校や地域学校協議会等を通じて募集を行っていただくよう依頼している次第です。

**事務局** : 基本的には、学校を中心に行われる事業は学校教育課で、地域を中心に連携して行われる事業は青少年育成課で担当しています。

適応指導教室については、校外にある「らるご」は設置当初から青少年育成課の所管でありましたので、担当を青少年育成課とし、校内にある適応指導教室は学校教育課としています。

**委員長** : 他に質問等はございませんか？

**全委員** : (特になし)

**委員長** : では、指摘があった点については、修正していただくということで、その他は原案の通り承認いたします。

次に第16号議案の説明をお願いします。

第16号議案 久留米市立公民館長の任命について

- 事務局 : 《議案説明》  
委員長 : 第16号議案について、ご質問やご意見はありますか。  
B委員 : 文化スポーツ課の課長が兼任するという説明でしたが、留任される田主丸と三  
 瀧の方は既に同課の課長をされているということによろしいでしょうか？  
事務局 : はい、そうです。  
委員長 : 他に何か質問はありませんか。  
全委員 : (特になし)  
委員長 : 特にないようですので、第16号議案を原案のとおり承認いたします。

※ その後、事務局より報告と今後の日程について説明。  
関係者のみで第13～15号、17号議案を審議。

第13号議案 久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について【非公開】

※ 非公開で審議され、議案は承認された。

第14号議案 平成25年度久留米市立学校教職員の人事異動内申について【非公開】

※ 非公開で審議され、議案は承認された。

第15号議案 平成25年度久留米市立高等学校教職員の人事異動について【非公開】

※ 非公開で審議され、議案は承認された。

※ 永田委員長より平成25年4月1日からの教育長の任命について提案があり、堤現教育  
長を再任することについて、これを議案として審議することが決定された。  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第5項の規定に基づき、堤教育長が  
退席した後、議案の審議が開始された。

第17号議案 久留米市教育委員会教育長の任命について【非公開】

※ 非公開で審議され、議案は承認された。

**報告事項**

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成25年第1回久留米市議会一般質問回答要旨について

**今後のスケジュール**

- 4月定例会： 4月23日（火）15時00分～ 市庁舎3階301会議室
- 5月定例会： 5月28日（火）15時00分～ 調整中